

大学内の有機的連携の現状と課題

小林 哲郎

(神戸女学院大学教授)

一 はじめに

平成一八年度近畿地区メンタルヘルス研究協議会が昨年一月滋賀県の琵琶湖淡海で開催された。筆者と大阪外国語大学の梶本修身先生の二人が第二分科会「大学内の有機的連携に向けて」の助言者として参加した。そこでの、参加者の参加動機は、学生相談にかかっているかどうかということも含めて個人情報に関する対応であった。メンタルヘルス相談担当者と来談者との守秘義務の契約と実際に何かあったときのための、大学内での情報共有との兼ね合いをどうするのかということが中心であった。

参加者は学生部関係の事務職の方が多かったが、保健(管理)センターや学生相談室、学生関係の委員の教員や保健師の方などもいた。また、国公立は当然だが、私立の参加大学が多く、短大から大規模総合大学まで、多様な大学の参加者が居たために、いろいろな立場や学内事情の中での実情が報告された。それぞれの大学で、メンタルヘルス対応のシステムが違うので、個々の出来事について個別に簡単にコメントしていくという形になった。

ここでは、研究協議会での各大学の現状をふまえて、筆者の今までの経験から大学内の有機的連携の現状と課題について簡単に考察してみたい。ただし、例としてあげてい

るものはこの協議会で聞いたものだけではない上、多分に私見を述べさせてもらうことをお断りしておく。また、メンタルヘルス相談担当者としては、主に医師、カウンセラー(心理職)があり、法的な義務や責任が違ってはいるが、ここではカウンセラーの視点で考察することをご了解いただきたい。

二 大学のサービスと危機管理

一八歳人口の減少と大学定員の増加により大学全入時代に入り、各大学間の学生獲得競争は激化している。入試の多様化に伴う教職員の負担増加の話をよく聞き、入試の地方会場を増やすコストと見返りのことを考えたり、生き残りをかけた学部再編で大学の魅力をアピールし続ける大学運営も大変であろう。

その中で、学生サービス、中でもメンタルヘルス・サービスも大学のセールズ・ポイントの一つになってきつつあるように思う。学習環境や学生生活を教員も事務職員も支援し、メンタルヘルス相談担当者を中心にサポートしていくことは当然のことになっている。初等中等教育という生徒指導(生活指導)面の重要性は、戦後のSPS理論の考

えに基づく学徒厚生審議会答申(昭和三三年)にすでに述べられており、保健管理センターの設置等の施策もあり、各大学も実際にニーズがあるために対応はしてきていた。しかし、今や大学の提供する福利厚生サービスの一つとして、メンタルヘルス対応の質が大学を選ぶ側からの評価ポイントの一つになってきたといえよう。筆者は文科省のスクールカウンセラーの経験も長いが、平成七年の活用調査事業から始まったスクールカウンセラー事業により、スクールカウンセラーの配置された中学や高校で学んだ大学生が増えて、カウンセリングに対する認識が変化し、メンタルヘルス・サービスが充実して当然という感覚になってきているように思う。

一方、肝心なのは教育の質であることはまちがいないが、例えば自殺者が多いとか学生や教職員が事件を起こしたというような場合、大学のイメージに傷がついて、受験者が減ったり、在学生の勉学へのモチベーションが下がるといような危険性もある。在学生の勉学意欲の維持や学生生活の質の保証も大学運営の点からも重要なポイントになる。休学、退学を希望する者には、届けを出す前に面接をして履修指導をしたり悩みを聞くというシステムを取っている大学もある。学生の成績についても、保護者通知が一般的

になっている。

また、たとえば車いす使用者を学生として受け入れるには、スロープやエレベーターが必要になり、視覚障がい者のためにはノートテイクを養成するなど、ハード、ソフト面での対応が必要になる。それが、誰が見てもわかるものならまだ対応しやすいが、たとえば、広汎性発達障害やパニック障害、社会恐怖などの神経症等を理由に、履修上の特別な配慮を本人や保護者から要請されるというような場合は対応が難しい。原則的には、どこまで対応できるかを大学内で検討し、意思統一して保護者や本人の了解を得ておく必要があるだろう。

三 カウンセラーの守秘義務について

筆者はカウンセラーなので、カウンセリングの治療構造の中での守秘義務の重要性について簡単に説明しておく。まず、治療関係は非日常的関係であり、双方が約束事を決める契約関係であることを前提としている。相談室という特定の場所に来てもらい、決められた時間だけ話を聞くという約束の下に成り立っている関係であり、他の場所や時間では接触しないという契約である。そして、そこで何を

話しても話さなくてもいいという自由さの保障とともに、話された内容について第三者には漏らさないというカウンセラーの守秘義務が約束される。

そのような、特別な非日常的関係を作る目的は、日常的な人間関係や利害関係から離れて自由に話ができること、また自責感、羞恥心、孤絶感等にさいなまれているクライアントに何を話しても受け入れてもらえるという関係や環境を保証することにある。そして、そのような関係を保証することが、クライアントの安心感を増し、カウンセラーへの信頼感を醸成し、クライアントの語りを促し、治療を促進することにつながるのである。

では、カウンセラーの守秘義務について、クライアントへの告知という側面から考えるところだろうか。守秘義務については、初来談の時に個人的に確認することが多く、当面は問題にならないことが多いが、クライアントが自傷他害の行動等を起こしたときなどに、クローズアップされる。それは、カウンセラーと大学内の教職員、管理者との間の情報開示の問題となる場合もあるし、保護者、学生と大学との間の問題になることもある。そのために、自傷他害等の危険（この線引きは価値観や運営方針により変わるが）がある場合は、例外的に関係者に情報開示するこ

ともあり得ると告知するなり、同意書の中に入れておくところも増えている。中には、その相談機関の規約の中に盛り込み、その規約をホームページ上で見ることができるようになっている大学もある。危機管理の面ではこのように契約関係を明確にしておいた方がいであろう。ただ、はっきりしすぎていると、利用しづらくなる学生がでてくるかもしれない。

四 大学内の連携について

このような前提で考えた場合、大学のメンタルヘルス・サービスの中でカウンセリングを実施する場合に、管理、教育指導する側とカウンセラーの立場で対立が起きることがある。ここでは、カウンセラー（心理職）と医師のような専門家同士、カウンセラーと教員、カウンセラーと事務職員というように分けて考察してみる。

(一) 専門家同士の連携

筆者がカウンセラーなので、メンタルヘルス相談担当者としてカウンセラーを中心に論を展開してきたが、ある程度の規模の国立大学では、保健（管理）センターに医師、

学生相談室にカウンセラーがいる場合が多い。また、大学によっては、カウンセラーと保健師（看護師）がいたりする。ここでは、医師とカウンセラーの連携を考えよう。カウンセラーは一人ひとりに時間をかけ、話を聴くという作業を通じて、クライアントの症状の軽減を目指すのが仕事であるが、薬の処方が必要な場合も多い。大学内で、スムーズに連携できる場合は問題ないであろう。しかし、そのように医師が居ない場合は、校医、産業医等の嘱託医や近医に処方してもらう必要がある。いずれにしろ、医師とカウンセラーは緊密な連携が必要であり、信頼関係を築いていかななくてはならない。また、保健師（看護師）がカウンセラーと来談学生とのコーディネートをしてくれたり、身体のケアをしながら心理的ケアもしてくれる場合もあり、メンタルヘルス相談担当者としても重要な立場にある。

(二) カウンセラーと教員

小規模大学では臨床心理学の教員が、学生相談を兼任することがあるが、カウンセラーと教員は二重役割になるので、両立が難しい。というのは、教員は研究指導をする立場であり、専門的知識、技術を身につけさせるために、課題を課し、評価し、学生にストレスをかける立場にある。

教育は特別権力関係であり、教育の名の下に権力を行使しているわけである。一方、カウンセラーは対等の立場にたつて、話を聴く役割になり、すべての評価を括弧にくくって会うのである。

教員とは別にカウンセラーが居る場合について考えてみよう。例えば、教員が気になる学生について、カウンセラーに相談の有無を問い合わせた場合について考えてみる。

学内のメンタルヘルス・サービス機関の場合は、教員からの紹介というケースもあり、連携がなされていることが多い。実際、引きこもり不登校の学生を、所属研究室の教員と連絡を取りながら復帰させることはよくある。しかし、問題は、本人が来談を知られたくないとか、ハラスメントが絡んで匿名で相談している場合や自傷他害のおそれがあるような緊急事態の場合である。

ハラスメントがからんでいると、程度問題もあるが、自分のキャリアに関わる不安があるために、クライアントも正式に申し立てるかどうかためらうものである。学内の調整で解決するものもあるが、なかなか解決しないことが多い。また、自傷他害等のおそれがある緊急事態の場合、カウンセラー、教員だけでなく、医師や事務職員等が連携して対応する必要が出てくる。この場合には関係者に連絡を

するという守秘義務のはずれる例外的状況であろう。

(三) カウンセラーと事務職員

学生相談室や保健(管理)センターの学内での位置づけは様々であろうが、学生支援センターのような学生生活や教務関係を統合したような組織に属したり、事務管理をしてもらうところが多いようである。独立組織で学長、学生部長の直轄のような所もある。

カウンセラーは大学のスタッフであり給料をもらっている。勤務状況を日報等で報告する義務が課せられることがある。この場合、管理事務の立場から言うと、カウンセラーに匿名の来談の報告を許容するか、内容をどこまで詳細に書かせるかなどのが問題になる。

もちろん何かあったときのために、情報共有をしておいた方がいいという考えもある。しかし、職員室でいつも行動をともしている小・中・高校では、校内守秘は保ちやすいが、大学の場合はいくつかの問題点がある。一つは、日報の個人情報が高い目につかぬと触れやすいということ、情報漏洩の危険が高いということ。また、同じ大学のスタッフなのに話してくれないのは水くさいとか、偉そうだという感情論が起ることもある。そのような感情論が

出てくるのはわからないこともない。というのは、医療職は守秘義務が法律的にも規定されているが、心理職(カウンセラー)には、守秘義務を課する法律的根拠はないのである。

ただ、言えることは、カウンセラーが二者関係を基盤にクライアントの悩みの軽減を目指すものであり第三者が関与しにくくなることはやむを得ない点があることである。

カウンセラーの性格が無愛想で排他的なのではない(全員そうとは言いきれない)のである。また、守秘というのは意外と神経を使うものであるということも考えおいた方がいい。たとえば、日報で万引きをしていることを知った学生が窓口に来たときに何か言ってしまったら、学生支援センターの親睦会で来談学生のことを肴に盛り上がったりするの守秘に反するのである。

五 有機的連携に向けて

本論では、守秘義務、情報の共有に関しては、メンタルヘルス相談担当者、教員、事務職員の間で対立を起こすような状況を指摘してきた。しかし、だから連携が不可能だと言いたいわけではない。それぞれの立場や役割の特徴が

あり、連携上障害になりやすい点を考察してみたのは、それぞれの立場への理解を深めてもらうことを目的としたからである。安易に情報共有の方向でシステムを進めすぎるこの問題も認識し、細かな配慮や他職種の立場を十分理解した上で、有機的な連携を進めていきたいと思うのである。また、個々の大学の体質や人材、システムは多様であり、他職種の立場をふまえた上で、それぞれの特徴を出していけばいいのではないだろうか。

つぎに、自傷他害等の緊急時の対応について再度考えてみる。カウンセラーにしても、週に数回の非常勤であれば、学内の教員と話せる関係や事務職員との信頼関係を築くのは時間がかかるし、常勤で継続して勤務している人の方がいざというときには役に立つ。大学により状況は様々であるが、緊急対応の時には、メンタルヘルス相談担当者がいればその人や管理職が中心になって対応すればいいが、いない場合は教員もしくは事務職員がメンタルヘルス相談担当者として連絡を取り、対応を協議することになるだろう。その時に、メンタルヘルス相談担当者が医師の場合はカルテである程度はわかるが、カウンセラーの場合は、個人情報などがわかりにくい。しかも、カウンセラーと連絡が取れない場合等も考えると、必要な情報を鍵付き保管庫で管理して

において、どうしても必要性がある場合のみ管理職だけ見られるようにするということも考えられる。しかし、これも運用がルーズになるとカウンセリングの守秘に影響する危険がある。

いずれにしても、危機介入体制については、大学全体として十分に検討しておく必要がある。また、各大学の実情によってマニュアルは違ってくるであろうが、マニュアルだけでうまくいかないことは覚悟しておく必要がある。そもそも、危機介入が必要になる事態そのものが想定外の出来事であり、そのたびごとに初めて体験することになることの方が多いためである。そういう意味では、危機介入システムは事案ごとに問題点を挙げておき、ある程度の蓄積ができたから改訂することを視野にいられておいた方がいい。ただ、そこで注意すべき点は、予防的に細かな決めごとを作るほど大学としてはリスクを減らせるが、学生、教職員には住みにくい大学になってしまう危険性があるということである。その点は、現実的などころでバランスを取っていいくしかないであろう。

最後に、有機的連携のためのポイントを考えてみよう。大学内の個人支援体制の充実に向けて青木健次（一九九六）は三つの大切なポイントを上げている。それは、「窓口の

多様化」、「重なりのある分業」、「競争的競合」である。教員、事務職員、管理職で立場は違うが、個々の教員、事務職員それぞれが窓口と考えれば、「窓口の多様化」とは学生が悩みや困ったことがあったときに話しやすい教職員に言える環境であり、どの教職員も一人ひとりの学生の心に開かれた態度を持っているということである。自分の研究室の教員が信頼できないため困っていることを話せない上に、他の教員に言うとうちの研究員の教員が気を悪くするというような状態は、窓口が限定されている状態である。

また、その時に大切なのが、「重なりのある分業」と「競争的競合」である。すなわち、学生一人ひとりの個性や悩み、また個人の多面性を考えれば、縦割りの役割分担で対応するだけでなく、どの学生にも注意を注ぎ、自分に責任のない学生にも積極的に関わり、メンタルヘルス相談担当者や関係する教職員との連携を密にしながら、学校全体に有機的な安全ネットの網の目を張ろうという考え方である。わかりやすく言えば、多少お節介なぐらい皆で気にかけてあげようという発想である。そのような体制ができれば、学生たちから見れば、大学全体に安全ネットの網の目が張られ、居心地のいい大学になるであろう。その安全性の基盤がしっかりすることによって、学生の帰属意識も高まり、

学生生活をより充実できる上に、勉学への意欲も高まるであろう。学生生活の質を上げ、学習環境を整えるという視点から大学内の連携を考えた場合、この大学内の連携による安全ネットの考えは、これからの大学を考える上でも、大切な示唆を与えるものと考えられる。

実際には、このような体制をすぐに実現することは難しいし、目標でありつづけるかもしれない。しかし、それぞれの立場や役割を深く理解し、危機管理と学生、教職員の住みやすさのバランスを考えながら、研修等を通じて連携に対する共通理解を深めていくことしか有機的連携を高める道はないであろう。それぞれの大学によって、事情が違ってくることはやむをえないので、それぞれの目標を持つ必要があるであろう。その目標に近づくためには、日頃から、教職員間のコミュニケーションを図り、お互いに人柄を理解し、信頼関係を醸成していくことが、最も大切なことにならないだろうか。

参考文献

青木健次、一九九六、今時の京大生とこれからの大学、京都大学学生懇話室紀要第二十六輯、一〇一。